# 会議録

## １ 附属機関の名称
犬山市下水道事業経営戦略改定審議会

## ２ 開催日時
令和６年１１月２９日（金）１４時００分 ～ １５時３０分

## ３ 開催場所
犬山市役所２階２０３会議室

## ４ 出席した者の氏名
(1) 委員
岡田和明委員、奥村好樹委員、水谷隆一委員、今枝稔幸委員、森岡万朱衣委員、榊祐輔委員
(2) 執行機関
森川都市整備部長、丸井都市整備部次長、五十嵐下水道課長
小林課長補佐、古谷課長補佐、小野統括主査、今峰統括主査
(3) その他
中日本建設コンサルタント株式会社（オブザーバー）

## ５ 議題
１.審議事項
(1) 使用料改定案の審議
　-1.改定回数（案）についての再審議
　-2.使用料体系（案）についての再審議
　-3.公衆浴場の使用料体系について
　-4.農業集落排水事業使用料について
(2) 経営戦略（案）の確認
(3) ロードマップ（案）の確認
(4) パブリックコメント（案）の確認
２.その他

## ６ 傍聴人の数
０人

７ 内容

(1) 使用料改定案の審議

-1.改定回数（案）についての再審議

-2.使用料体系（案）についての再審議

-3.公衆浴場の使用料体系について

-4.農業集落排水事業使用料について

(2) 経営戦略（案）の確認

(3) ロードマップ（案）の確認

(4) パブリックコメント（案）の確認

８ 質疑

(1) 使用料改定案の審議

-1.改定回数（案）についての再審議

会長

改定回数について事務局から説明があったが、再審議というかたちをとっているので、皆さんにそれぞれ意見を頂きたい。

A 委員

負担をいただく市民の方に理解をいただかないと意味がない。

段階的にという方が受け入れられやすいのは明らかなので、事務局としてそう判断されたのであればよいのではないかと言う印象。

会長

第 2 案、第 3 案ということになるとどちらか。

A 委員

第 2 案は中途半端な気がする。次期経営戦略の見直しを踏まえて、経費回収率 100%になる、今回はその半分だけと言うことであれば第 3 案がよい。

B 委員

前回決めたにも関わらず、どうしてまた変わってしまうのかがよくわからない。

結局引き伸ばしで担当者も 2 年 3 年で変わってしまう。

事務局
　使用料改定が 2 回の場合も令和 7 年度の条例改正で例えば令和 8 年度と令和 11 年度に改定するということを謳うため担当が変わっても問題ない。
また、最初のご意見については、前回改定回数は 1 回で決定ということになっていたが、経営の立場からすると 1 回で経費回収率 100%を達成するというのは好ましいことではあるが、行政の立場として市民の立場も考慮しなければいけないということを勘案して事務局としては、使用者への急激な負担が少なくなるように改定 2 回という案を出させていただいた。

B 委員
　そうであれば、前回のときに市民のことも考えたいと言う案があって次回のときに提示するとなっていればわかるが、いろいろ考えているとは思うが前回で決まったのでそれが疑問に思った。

C 委員
　さきほどの発言にもあったが、「審議会とはどういうものか」とあらためて考えました。
　ただ、なぜ前回審議会で 1 回の改定で決まってしまったのか不思議で、自分は市民の代表でなるべく安くしてくださいと言っていた方だったが、押しが足らなかったと自責の念がある。
　新聞で他の県水が 2 割上げるとなっただけで大騒ぎになったとあり、やはり前回は改定 1 回となっていたのを改定 2 回 3 回にできないかと最近思っていた。
　結果的には安心したが、審議会として前回出した結論に至るまでの議論が少し足りなかったのではという気はする。

D 委員
　市民は使用料が上がっても転出は出来ないので受入れるしかないが、企業は市民と違って予算化するので例えば来年度予算として 50%上乗せで、それがまた 2 回 3 回と上げ率が計画性を持ってあげるとよいと思う。
　やむを得ず改定することではあるがあまりに上がってしまうと市民の方は驚いて先ほど言われたような意見は当然出るかなと思うと、負担を減らして改定 2 回はどうか。2 回改定であれば計画性をもって 1 年毎にあげると明確にしたほうがよい、第 3 案だと改定の間隔が長すぎるかなと思う。

E 委員
　前回 1 回改定で決まったので大丈夫かと思っていて、近隣市や新聞のことも

あってどうするのかなと思っていたのでよかったとは思う。
　第 3 案にした場合に 1 年遅れても令和 11 年度に改定率 50%で経費回収率 100%は達成できる数字なのか。

事務局
　改定を令和 11 年 4 月 1 日に行い、令和 11 年度で経費回収率 100%達成は難しいかもしれないが、そこで使用料が上がることによって令和 12 年度から達成に近づくような予測をしている。

E 委員
　了解した、個人的には第 3 案がよい。

会長
　C 委員は第 3 案でよかったか。

C 委員
　第 3 案でよい。

会長
　B 委員はいかがか。

B 委員
　わかりません。

会長
　D 委員は第 2 案でよかったか。

D 委員
　はい。

委員
　改定 2 回の場合、2 回目の改定での料金体系も条例化するのか。

事務局
　次の審議事項の料金体系案を本日決めて頂き、それを基に条例改正を進めていく。

委員
　2 回目の改定では次の経営戦略の見直しは踏まえられないということか。

事務局
　令和 11 年度に経営戦略を見直すため、今回の令和 8 年度と次の改定は進んでいくことになるが、令和 11 年度にまた収支計画の見直しをかけて経費回収率が 100%を下回るようなことがあれば、また審議会を立ち上げて条例改正、それから改定といった一連のサイクルを始めることになる。

委員
　近隣市もそうだが、今までは長期スパンで使用料を今まで上げずに凌いできたが、もう次のステージに変わって 3 年 5 年という短いスパンで使用料が上がってくる方向も否定しないということで捉えてよいか。

事務局
　おっしゃる通り。
　なぜ今まで値上げをしてこなかったかと言うと、下水道事業は平成 31 年度に企業会計に移行しており、地方公営企業法の適用を受けることとなった。
　汚水処理にかかる費用は収入をもって賄わなければならないと言う独立採算制が基本原則となり、経営戦略を策定したことにより、実はこれだけの収入が不足していたということが初めて分かった。
　どこの市町でも経費回収率を 100%にするために努力しており、犬山市と同じ考えで進んでいるということである。

会長
　この審議会としては第 3 案の改定回数は 2 回で令和 8 年度と令和 11 年度改定に向けてこれから答申をしていきたいということで確認させていただきたいがよろしいか。

　（意見なし）

## -2.使用料体系（案）についての再審議

会長

使用料体系（案）について事務局から説明があったが、皆さんにそれぞれ意見を頂きたい。

A 委員

A 案、B 案どちらを採るかということだと理解している。例えば資料 p8 の料金体系でそれぞれの使用料金を試算すると、現行からどのくらい使用料金が上がるかが増加割合で示されていて、A 案は細かな上下はあるがどこの水量使用者でも大体 25%になって公平になる。

次の資料 p9 で同じところを見るとたくさん使う人にちょっと配慮しているとのことなので増加割合が 20 ㎥の少ない人だと 30%増えるが、1000 ㎥使う人は 15%しか増加しないということである。

それであれは公平に上げたほうがいいと思うので、A 案と B 案を比較するのであれば A 案と思う。

B 委員

同意見である。

C 委員

同意見である。

D 委員

資料 p16 の近隣市町の料金との比較で本社機能がある企業がかなり水を使っていてウエイト占めているから本社機能的な企業がある市町は料金が安いと思う。水を使う企業が少なくて住民が多いとその分単価を上げないといけないのではないか。

会長

資料 p16 というのは目安として 20 ㎥使った場合だけで、例えば 40 ㎥や 100 ㎥使うとまた違うグラフになる。

事務局

資料 p17 が少量使用と多量使用とで金額差が出るひとつの目安になる。

D 委員
　何が言いたいかと言うと、企業がかなり負担していると聞くので B 案と思ったが、平等性から言うと A 案がよい。

E 委員
　公平性というところでは賛成なので A 案がよい。

会長
　B 案は多量使用者に配慮しているが、企業で実際多量使用だとどれくらいになるのか。

事務局
　最多使用者は 1 ヶ月あたり約 10,000 ㎥で、2 番目は約 4,000 ㎥になる。
　多量使用者の企業には 1 軒 1 軒訪問して、丁寧な説明をしていくことが重要と考えている。

会長
　企業であれば事前にわかっていれば予算化していただけるということもあるので、市からは丁寧に説明していただくということも含めていかがでしょう A 案の方で決定させていただいてよろしいか。

　（意見なし）

**-3. 公衆浴場の使用料体系について**
**-4. 農業集落排水事業使用料について（関連があるため一括議題として審議）**

会長
　公衆浴場と農業集落排水についての説明があったが、さきほど審議いただいたものと同様に進めていきたいということである。
　農業集落排水については、いずれ公共下水道へ接続する考えはあるか。

事務局
　経営戦略の案の中に記載しているが、今の段階では公共下水道への接続を検討するという形である。

会長
　将来的な接続も踏まえて、料金体系は同じとした方がよいということである。
　皆さんよろしいか。

　（意見なし）

**(2) 経営戦略（案）の確認**
**(3) ロードマップ（案）の確認**
**(4) パブリックコメント（案）の確認　（関連があるため一括議題として審議）**

会長
　経営戦略の案、ロードマップの案、パブコメの案とあったが、みなさんから意見はあるか。

委員
　経営戦略の下水道使用料について「令和 6 年度に下水道使用料の改定について検討を行い」と記述があるが、見方によってはパブリックコメントが終わった後に何か改定について検討をする意味にとれる。
　今年度審議会をやってきて令和 8 年度と令和 11 年度に改定を予定していますということだとは思うがどうか。

事務局
　こちらの記載の表現については、検討させていただく。

委員
　管渠整備について令和 7 年度完了と令和 9 年度完了という記載があるが、令和 9 年度に整備がすべて完了するということか。

事務局
　令和 9 年度に管渠整備はすべて完了予定である。

委員
　経営戦略の財政的な面でマンホール広告を犬山市は実施していると思うが、そういう取り組みはここには入らないのか。

事務局
　マンホール広告も収益につながる取り組みとして実施しているので、その他の取り組みで記述させていただく。

会長
　皆さん他に意見はあるか。

　（意見なし）

以上